056

東京法学院大学の学費

一九〇三（明治三十六）年八月、本学は校名を東京法学院大学へと改称し、学科課程の全面的変更を実施するとともに、翌々年二月にはあらためて中央大学へと校名を変更した。これら一連の改正は、同年三月に公布された専門学校令に準拠するための学則改正であった。

東京法学院大学の学則をみると、新しい学科課程は本科・専門科・予科・研究科に区分され、予科は中学校卒業者と同等資格を持つ十七歳以上の男子が入学する一年半の予備教育課程、本科は予科卒業生および中学校卒業者同等以上の男子（十八歳以上）が学ぶ三年間の専門教育課程、専門科は十七歳以上男子を対象とする三年間の専門教育課程であるが、予科の入学資格と同等の資格を持つ正科生と入学資格を問わない別科生に区分されていた。

そして、研究科は本科・専門科の卒業生が英語・ドイツ語をもって法学を研究するための課程で、在学年限は一年以上三年以下とされていた。一見してわかるように、予科・本科を中核とする新教育課程は、予科・学部からなる大学のそれと同等の編成を見せており、校名にもまた「大学」という呼称が公然と使用されていたのである。

制度上は専門学校に位置づけられながらも、「大学」の名称と教育課程をもつ諸学校が誕生する背景には、「大学」昇格を強く求める私学側とあくまでも東京帝国大学・京都帝国大学以外の「大学」を認めようとしない政府との対立と妥協があったのであるが、これらの改正はまた、私学の学校経営についても大きな変化を生み出していくこととなる。

東京法学院大学の学費を例にとると、同校の本科に入学するためには入学料として金二円、授業料として一学年二五円を納入しなければならなかった。この金額は、帝国大学の学費とほぼ同額であり、学費が創立以来一〇年余り入学金一円・授業料一一円、その後値上げされとはいえ〇二年八月段階で入学金二円・授業料一六円五〇銭であったことを考えると、大幅な値上げであったことがわかる。ちなみに、予科の学費は入学金二円・授業料二六円であった。

他方、専門科の学費については本科より若干低く設定されており、入学金二円・授業料二〇円とされているが、定員については逆に本科六〇〇人に対して専門科一、〇〇〇人と定められている。入学条件の緩和された専門科生徒の増加傾向は他の私立「大学」もほぼ同様であり、一八九九年の私立学校令施行以来、監督官庁の強い管理下に置かれていた社団法人組織（私立学校設立母体）の経営を安定させるための措置であったと考えることができよう。

言い換えれば、「大学」名称をもつ私学の経営は、大学と同等の教育と学費を特徴とする本科（学部）課程と従来の教育を継承しつつ経営安定の課題を担う専門科（専門部）課程とに分化し、専門学校中央大学が経済学科（一九〇五年）・商業学科（〇九年）を増設しながら大学へと昇格（二〇年）していったように、各私学とも前者を大学令に準拠した大学へと転身させていくのである。

その意味では、東京法学院大学発足時における学科課程の改正と学費の大幅値上げは、大学令に準拠した大学と専門学校令に準拠した専門部が共存するという戦前期私立大学の特徴を生み出す起点であるとともに、帝国大学と同等の法学教育を安い学費で提供し続けてきた東京法学院時代の終りを象徴する出来事であったということができよう。

學生募集

○大學豫科第二期生

大學本科ノ豫備門ニシテ中學校卒業者及ヒ之ト同資格者ハ當分無試驗ニテ入學ヲ許ス○每週授業二十九時間○豫科學生モ亦在學中徴兵猶豫ノ特典アリ○法律經濟ニ關スル英獨教科書ハ總テ當大學ヨリ貸與ス

○專門科第一年生.第二年生

別科生ハ相當ノ學歴アル者ニ無試驗ニテ其學歴ナキ者ハ國語及ヒ漢文、算術ノ三科目試驗ノ上、正科生ハ中學校卒業者及ヒ之ト同資格者ヲ無試驗ニテ兩科共當分何時ニテモ初年級ヘ入學ヲ許ス二年級ヘノ編入試驗ハ本月二十一日午後一時ヨリ擧行ス詳細ハ當大學教務係ニ就キ承合アルヘシ

明治三十六年十月　東京法學院大學

1903年10月の学生募集広告

出典：『タイムトラベル中大125:1885→2010』第2版。一部修正を施している場合があります。